

衣浦港における船舶と陸地との間の交通場所並びに
貨物の積卸場所の指定についての一部改正について

関税法（昭和29年法第61号）第24条第1項の規定により、「衣浦港における船舶と陸地との間の交通場所並びに貨物の積卸場所の指定について」（平成13年7月1日公示第3号）の一部を下記のとおり改正し、同法施行令（昭和29年政令第150号）第22条第1項の規定により公告する。

平成30年 6月29日

豊橋税関支署長 金田 雅男

記

1. 記1の表中

「

外 国 往 来 船	交 通 経 由 場 所
(12) ジクシス株式会社碧南LPG基地主桟橋にけい留する船舶	ジクシス株式会社碧南LPG基地正門 ゲート前通路

」を

「

外 国 往 来 船	交 通 経 由 場 所
(12) 昭和シェル石油株式会社碧南LPG基地主桟橋にけい留する船舶	昭和シェル石油株式会社碧南LPG基地正門ゲート前通路

」に改める。

2. 記2の表中

「

場 所 の 名 称	所 在 地	備 考
(7) ジクシス(株)碧南LPG 基地主桟橋	碧南市2号地地先	

」を

「

場 所 の 名 称	所 在 地	備 考
(7) 昭和シェル石油(株)碧南 LPG基地主桟橋	碧南市2号地地先	

」に改める。

附 則

この公示は、平成30年6月29日から施行する。